



## つむぎだより No.71

### = 久しぶりの再会 =

先日、以前お仕事させていただいた方と食事に行ってきました。

仕事を一緒にさせていただいたのが10年ほど前。その後も時々お会いしていたのですが、5年以上ご無沙汰していました。

久しぶりの再会でしたが、昔話よりも、今の状況を互いに話すだけで、あっという間に時間が過ぎてしまいました。5年も経つと、仕事もプライベートも様変わりしますね。年代とキャリアによって、抱えている問題は随分変わるんだなと実感しました。

一つ一つは小さくても、積み重なると大きな変化になります。私自身、これからは「プラスの変化」を積み重ねるよう心がけたと思います。(川東)



★2026年3月号

### 1、「子ども・子育て支援金制度」について

報道などでご存知の方もいらっしゃると思いますが、令和8年4月から新しく「子ども・子育て支援金制度」が始まります。これは、子どもを育てる家庭を社会全体で支えるために設けられた仕組みです。少子化が進む中で、安心して子育てができる環境を整えることを目的としています。

#### ◆「子ども・子育て支援金制度」とは

現在事業主だけが負担している「子ども・子育て拠出金」とは異なり、健康保険料と同じように、事業主と従業員の双方で負担する制度です。そのため毎月の給与および賞与から、従業員負担分を差し引く必要があります。事業主と従業員の負担割合は、半分ずつとなる予定で、制度開始時の負担率は、0.23%です(被用者保険については国が一律の支援金率を示すこととなっています)。

#### ◆「子ども・子育て支援金」の用途

集められた支援金は、児童手当の拡充や、子どもが高校生になるまでの支援、第3子以降への手当の増額、妊娠・出産時の支援、保育サービスの充実など、さまざまな子育て支援に使われることとなります。この制度により、子育て世帯の負担を軽くし、安心して子どもを育てられる社会づくりが期待されています。

#### ◆必要な実務対応は

給与計算方法の確認(給与計算システ

ムの設定変更)や支援金の項目設定(計算および給与明細書)が必要です。

具体的には健康保険料を“当月控除”している事業所では2026年4月支給給与から、“翌月控除”の事業所では2026年5月支給給与から徴収開始の設定が必要となります。なお、協会けんぽでは、2026年3月分から健康保険料率と介護保険料率も変更されており、雇用保険料率も4月分から変更の見込みです。ご注意ください。

【参考】厚生労働省：子ども子育て支援金制度について<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>



### ★各種保険料率の変更★

★協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は令和8年3月分より変更となります。詳細は、協会けんぽからの案内をご参照下さい。

★健康保険組合については、各保険者からの情報をご確認下さい。

★雇用保険料率は令和8年4月分から引き下げ見込みです。

## ＝季節のコラム＝

3月3日は「お雛祭り」。『ひな人形』というと松屋町(まっちゃまち)を連想する方もいらっしゃるのでは。

問屋や専門店が100軒以上立ち並び、「ごっちゃまち」とも呼ばれ、何でも揃う松屋町ですが、それは大正15年の御堂筋の拡幅工事のために、また戦後に、問屋が移転してきてから。人形店に関しては、約400年前の大坂夏の陣の後、城下町復興のため隣の瓦屋町や松屋町に集まった瓦職人たちが、修理の合間に作った素焼きの人形が街で評判となり、そこから人形を専門にした店や菓子店が集まって、現在につながるという長い歴史があるんだとか。近年では、付近に残っている古い長屋などを見に来る若い人たちの姿も多くなっているそうです。(鹿島)



### 社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

## 2、「労働時間規制の緩和」検討、約6割が肯定的

令和8年通常国会で、約40年ぶりとなる労働基準法の大改正が見込まれていましたが、結局、法案提出は見送られました。

厚生労働省の審議会では働き方改革法の5年後見直し議論が続いていたものの、高市早苗首相が上野賢一郎厚生労働大臣に、労働時間規制の緩和の検討や安心して働くことができる環境の整備等を指示したことが見送りの一因ともいわれています。

労働時間規制の緩和に関する、働き手の意識調査の結果は以下の通りでした。

### ◆約6割が肯定的に評価

労働時間規制緩和について、57%が「良いと思う」(「とても良いと思う」18%、「良いと思う」39%)と肯定的な評価でした。良いと思う理由の57%は、「労働時間の希望を実現しやすくなるから」でした。

### ◆「労働時間を増やしたい」は1割

正社員(フルタイム勤務)への設問で、実際に労働時間を増やしたいと回答した人は13%でした。「現状維持をしたい」(47%)が約半数を占め、「減らしたい」(38%)と回答した人も多くみられました。

### ◆約3割は規制緩和に否定的

規制緩和を「良いと思わない」と回答した人は27%でした。理由として最も多かったのは「健康・身体への影響への懸念」(38%)で、幅広い年代が挙げています。次いで多かったのが「意図しない労働時間増加への懸念」(34%)でした。

この調査結果から、規制緩和を単なる長時間労働につなげないためには、個人の心身の健康への配慮や本人の自由な意思に基づく選択を担保することが重要になることがうかがえます。

### 【参考】

「労働時間規制緩和・残業」の意識調査  
<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2026/44441.html>



## 3、今月のおすすめ本

今回は「論語を楽しむ」(著者:平澤 興 出版:致知出版社)をご紹介します。

著者の平澤さんは、すでにお亡くなりになっていますが、生前は医師であり、京都大学の総長も務められた方です。

「論語」というと、堅苦しいイメージがありますが、この本では論語を短く区切って解説してくれています。併せて、孔子の事例や、平澤さんの周りの方々を引き合いに出しながら、具体的にかつ分かりやすく平易な文章で語られているので、誰もがやさしく読める本です。

私には耳の痛い話もあり、大変勉強になりました。

内容はもちろんですが、本としても、いろんな読み方ができます。一気に読んでも良いですが、気になったところから1つずつ読んでいくのも良いと思います。もちろん、繰り返し読むのもお勧めです。(川東)

